

北九州市パイプオルガン貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市(以下「市」という。)が旧九州厚生年金会館のホールに設置するパイプオルガン(以下「パイプオルガン」という。)の貸付けについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの許可)

第2条 パイプオルガンの貸付けを受けようとする者(以下「貸付申請者」という。)は、パイプオルガン貸付許可申請書(第1号様式)を市に提出し、貸付けの許可を受けなければならない。

2 市は、前項の規定によりパイプオルガン貸付許可申請書の提出があったときは、貸付けの可否を決定し、貸付けることを決定したときは、パイプオルガン貸付許可書(第2号様式)により貸付申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、市は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて貸付けの許可をすることができるものとする。

4 市は、次の各号の一に該当すると認めるときは、貸付けを許可しない。

- (1) 管理上支障があるとき。
- (2) その他市が適当でないと認めるとき。

(貸付許可の取消し等)

第3条 市は、次の各号の一に該当するときは、貸付けの許可を取り消すことができる。

- (1) 許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段で許可を受けたとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

2 前項の規定に基づいて貸付けの許可の取消し、又は使用の停止によって許可を受けた者(以下「使用者」という。)が被った損害については、市は賠償の責めを負わない。

(貸付料)

第4条 使用者は、別表第1に定める貸付料を前納しなければならない。

(貸付料の不返還)

第5条 既納の貸付料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に定める割合により既納の貸付料を返還する。

- (1) 使用者の責任によらない理由により使用できないとき。 貸付料の10割
- (2) 使用日の40日前までに使用者が使用のとりやめ申請書(第3号様式)を提出し、市において相当の理由があると認めるとき。 貸付料の5割

(貸付料の減免)

第6条 市は、別表第2に定めるところにより、貸付料を減免することができる。

(転貸等の禁止)

第7条 使用者は、パイプオルガンを使用する地位を譲渡し、若しくはパイプオルガンを転貸し、又は許可された使用目的以外の目的にパイプオルガンを使用してはならない。

(原状回復又は損害賠償)

第8条 使用者が、故意又は過失によってパイプオルガンに損害を与えたときは、直ちに原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。